

インボイス制度特集 第4回

～全青色「免税事業者向けインボイスリーフレット」より一部抜粋～

《 消費税額計算の基本的な考え方 》

- ① 一般課税による税額計算 ➡ インボイスの保存が必要です。

【仕入控除税額】(実額)

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{仕入れや経費の消費税額}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

(注) 売上げの消費税額より仕入控除税額が大きいときは還付になります。

- ② 簡易課税による税額計算 ➡ インボイスの保存は必要ありません。

【仕入控除税額】(概算)

$$\boxed{\text{売上げの消費税額}} - \boxed{\text{売上げの消費税額}} \times \boxed{\text{みなし仕入率}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

(注) 簡易課税を選択するには、あらかじめ税務署に届出が必要です。簡易課税は一般課税とくらべて事務負担が軽減されますが、税負担も含めて検討することが大切です。設備投資などがない平年ベースで一般課税と簡易課税の納税額を試算し、比較してください。

事業区分 (みなし仕入率)	主な事業内容
第一種事業 (90%)	卸売業
第二種事業 (80%)	小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業
第三種事業 (70%)	農業・林業・漁業(第二種に該当する部分を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業および水道業
第四種事業 (60%)	飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業、事業者の固定資産譲渡など(第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業)
第五種事業 (50%)	運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業(飲食店業を除く)
第六種事業 (40%)	不動産業

(注) 事業区分は、いわゆる業種ではありません。取引ごとに事業区分を判定します。

詳しくは、税理士個別相談会をご利用ください。ご予約は ☎ 381-3135 まで